

事 務 連 絡  
平成28年1月28日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び  
黄色ブドウ球菌の試験法に係る留意事項について

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法については、「食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について」（平成27年7月29日付け食安発0729第5号。以下「部長通知」という。）により通知したところです。

今般、部長通知の別添による試験法について問い合わせを多く受けたことを踏まえ、試験の実施について、下記のとおり業務の参考として連絡します。

#### 記

部長通知中の別添1のサルモネラ属菌試験法及び別添2の黄色ブドウ球菌試験法に用いる希釈液、培地並びに試薬（以下「培地等」という。）の組成は、自家調製する場合の目安として示したものである。このため、組成が完全に一致していない場合であってもサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の分離用として市販されている培地等については、当該試験に供して差し支えない。